

警報発令時の子育て支援事業について【子育て支援センター】

2026.5.29 改訂

対象となる警報は、『暴風警報』又は、『レベル3大雨警報』
『レベル4大雨危険警報』『レベル5大雨特別警報』です。
※ただし、「泉佐野市」に発令された場合に限りです。

1. 事業開始前について

午前9時現在 発令中の場合	臨時休業
午前9時までに警報が解除された場合	通常事業

2. 事業開始後について

事業休止	こどもの安全に配慮し、天候等の状況により降室については決定します。
------	-----------------------------------

- ★警報発令の有無にかかわらず、災害発生や交通遮断等による臨時休業は、施設長の判断で行う場合があります。
- ★警報の発令状況等は、泉佐野市のホームページから「地域防災課・防災情報」で確認できます。

◆地震発生「泉佐野市」に「震度5弱以上」が観測された場合

※震度4以下の場合であっても午前9時現在で津波警報又は大津波警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

午前9時現在 発令中の場合	臨時休業
午前9時までに警報が解除された場合	通常事業

「翌日以降」の事業の再開は、子育て支援センターにお問い合わせください。

◆Jアラート「大阪府」に「ミサイル発射情報」が発信された場合

泉佐野市に被害があった場合	臨時休業
泉佐野市に被害がなかった場合	通常事業

年間を通して適用されますので、よく見えるところに貼っておいてください。

※防災無線を聞き漏らした場合などの自動電話案内サービス
《電話》072-479-3710